

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### ( 目的及び意義 )

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### ( 定義等 )

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ( 2 ) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ( 3 ) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

### ( 報酬の支給 )

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

### ( 報酬の額の算定方法 )

第 4 条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第 1 に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

### ( 報酬の支給方法 )

第 5 条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、次に定める時期とする。

- ( 1 ) 報酬 毎月 5 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第 5 条第 2 項の規定に準じて支給）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。

### ( 報酬等の日割り計算 )

第 6 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

( 公表 )

第 7 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬の支給の基準として公表する。

( 補則 )

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

( 改廃 )

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 2 9 年 6 月 2 5 日より施行する。

別表第 1 ( 常勤の理事の報酬 )

| 役職名 | 報酬の額               |
|-----|--------------------|
| 理事長 | 月額 2 5 0 , 0 0 0 円 |

別表第 2 ( 非常勤の役員の報酬 )

( 1 ) 理事

|                    | 日 額         |
|--------------------|-------------|
| 理事会等会議への出席         | 3 , 0 0 0 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 3 , 0 0 0 円 |

( 2 ) 監事

|                    | 日 額    |
|--------------------|--------|
| 監事監査への出席           | 5,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 3,000円 |

別表第3（評議員の報酬）

|                    | 日 額    |
|--------------------|--------|
| 評議員会への出席           | 3,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 3,000円 |

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要  
（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）